

国家戦略特区に対する意見

I. 基本認識

1. 国家戦略特区の現状

- 一昨年末の国家戦略特区法の成立(いわゆる初期メニューの設定)、昨年5月の政令により、東京圏を含む全国6区域が国家戦略特区に指定された(東京圏、新潟市、関西圏、兵庫県養父市、福岡市、沖縄県)。
- 東京圏では都内9区、神奈川県、千葉県成田市が区域に指定され東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備していくことで、国際的ビジネス拠点を形成することが目標に掲げられた。
- その後、国家戦略特区法の改正案が昨年秋の臨時国会に提出されたが、審議未了で廃案となったことから、新たな規制・制度の特例として盛り込まれた追加改革メニューの実現が半年程度遅れることとなった。
- 現在、沖縄県を除く5区域では区域計画が認定され、現行法の初期メニューに基づく特定事業が開始された。
- 更に、地方創生を規制改革により実現するために、去る3月19日に国家戦略特区の第2弾として秋田県仙北市、仙台市、愛知県を新たに指定することが決定した。これにより、国家戦略特区は全国9区域となる。
- 国家戦略特区の基本方針では、今年度までの2年間を集中取組期間としているが、岩盤規制改革に残された期間はわずか1年である。従って、国家戦略特区の各区域方針で掲げられた目標を高い次元で達成するためには、廃案となった改正法に規制改革事項を更に盛り込んだ新たな法案を早期成立させ、同事項に基づく追加改革メニューを速やかに実行に移していかなければならない。

2. 首都・東京が抱える課題

(1) 超高齢化と人口減少社会への対応

- 東京都は出生率が全国で最低であり、都内人口は2020年の1,336万人をピークに減少する見込み。少子化の進行により出生数は減少し約50年後には半減、また、高齢化の進行により老年人口の割合は2060年に39%となる見込みであるため、地方のみならず東京都においても「超高齢化と人口減少社会への対応」は喫緊の課題である。
- 更に、国の目標である50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持するためには、地方に人が残る「しごと」づくりをはじめとした地方創生策の強力な推進を通じて、若年層を中心とした地方から東京への人口流出に歯止めをかけることが必要である。

(2) グローバル化の一層の進展とアジア主要都市の台頭による国際競争力の低下

- グローバル化の一層の進展に伴うアジア主要都市の急速な台頭、わが国のビジネスコストの高さや規制の厳しさ、外国人・外国企業の受入環境の不十分さなどの理由から、東京の国際競争力は相対的に低下している。

- 人口減少社会でも首都・東京が活力に溢れ、持続的な経済成長を実現していくためには、経済を世界に開き、新興国等の新たな成長を取り込んでいくことが不可欠。2020年を一つの契機に、東京の国際競争力を一層強化していく必要がある。

(3) 都内製造業の減少と厳しい中小企業の経営環境

- 都内事業所数は減少傾向で、特に製造業は事業所数、従業者数、出荷額、付加価値額ともに減少(2011年は2000年の約6割)。
- 都内中小企業の景況感は一層回復傾向にあるものの、未だに厳しい経営環境が続いている。また、開業率の向上が重要な課題である。

(4) 首都直下地震等巨大災害の脅威

- 首都直下地震では、経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されていることから、都市防災対策は急務である。

(5) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催

- 2020年大会を契機に、交通ネットワークの強化や都市の機能・魅力向上、訪日外国人客の増加に対する期待が高まっている。

II. 国家戦略特区に関する国及び東京都への要望

1. 国家戦略特区の制度や目標、区域に関すること

(1) 国に対する要望

① 「総合特区」に基づく特例措置を「国家戦略特区」でも使えるようにすること

- 一昨年に創設された「国家戦略特区」だけでなく、平成14年に創設された「構造改革特区」や平成23年に創設された「総合特区」にも、わが国の国際競争力の強化や地域活性化に資する様々な規制・制度の特例措置が盛り込まれている。
- 国家戦略特区の各区域は、現時点で使うことができる規制・制度の特例措置(初期メニュー)と、今後、国家戦略特区の改正法案が成立した後に使うことができる特例措置(追加改革メニュー)に加えて、現状では使うことができない「総合特区」に基づく特例措置のうち、各区域の目標達成に資するものは、使えるようにすることが望ましい。
- 上記により、国家戦略特区の各区域が、今よりも幅広い選択肢の中から規制・制度の特例措置を選択して実行できるようにすべき。

② 追加改革メニューを含んだ東京圏の区域計画を速やかに認定すること

- 東京圏の区域方針で示された目標である「世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備」、「国際的ビジネス拠点の形成」、「創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出」を高い次元で実現するために、改正法案が成立した後は、追加改革メニューを含んだ区域計画を速やかに認定し、民間事業者が特定事業を円滑に実施できる態勢を早期に構築すべき。
- 更にその後も、東京圏の目標実現に資する新たな規制・制度の特例措置を積極的に取り入れていくことが必要である。

③ 規制・制度の特例措置のうち、有効なものは広く全国へ展開すること

- 国家戦略特区に基づく規制・制度の特例措置は、全国展開の可否や要件の見直しを区域会議や諮問会議において的確に評価し、有効なものは広く全国へ展開すべき。

(2) 東京都に対する要望

① 区域方針で示された東京圏の目標にとどまらず、国家戦略特区を活用して「世界一の都市・東京」を実現すること

- 国家戦略特区を活用して東京が目指すべき将来像「世界一の都市・東京」を実現するためには、区域方針で示された東京圏の目標である「国際的ビジネス拠点の形成」等にとどまらない、東京の持続的発展に向けたストーリー性のある目標設定が必要である。そのためには、「史上最高のオリンピック・パラリンピック」の実現や、観光振興、子育て支援・人口減少社会への対応等も目標の要素として取り入れるべきである。
- 上記の目標設定のもとで、国家戦略特区を活用して、東京が抱える課題(上記参照)を解決していくべきである。

② 都内における指定区域を拡大すること

- 現在、都内の指定区域は9区であるが、区部の全域に、更には多摩地域も含めて拡大していくことが望ましい。

2. 個別の規制・制度改革に関すること

(1) 東京圏の国家戦略特区で十分に活用していくべき規制・制度の特例措置(初期メニュー、追加改革メニュー等に基づくもの)

① 都市再生・まちづくり

- 都市計画法等の特例による特定事業の着実な実施
 - 都市計画法等の特例として大胆な容積率の設定、迅速な都市計画決定の実施対象として選定された都内10地区における事業のスピーディーな推進
 - 対象の拡大による国際的ビジネス環境や外国人向け生活環境の整備促進
- 道路占用基準の緩和を通じたオープンカフェ等の設置
- 短期滞在の外国人向け滞在施設の旅館業法の適用除外

② 医療

- 二国間協定等に基づく外国医師の業務の拡大
- 高度医療提供に係る病床規制の特例
- 保険外併用医療の拡充による先進的且つ高度な医療の提供
- 医薬品製造販売に係る承認審査権限の一部東京都への付与(ジェネリック医薬品)

③ 外国企業の誘致促進・創業促進等

- 法人設立手続きの簡素化、迅速化
- 在留資格「経営・管理」の基準緩和
- 高度外国人材の在留上限期間の更なる延長

④ 観光

- 外国語による有料観光案内サービスの要件緩和
- 民間事業者による無料循環バスの停留所の道路占用許可
- 外国人芸術家が訪日公演の際に、在留資格「短期滞在」での入国許可

⑤ 少子化社会への対応

- 地域限定保育士制度の創設
- 都市公園内における保育所設置の解禁

⑥ 都市農業の振興

- 東京都が新たに提案した「都市農業特区」の推進

(2) 東京圏の国家戦略特区に取り入れていくべき規制・制度の特例措置

- 航空法における建築物等高さ制限のエリア単位での特例承認
- 特区内に新設される外国企業に対する軽減税率の適用対象要件の緩和
- 貸切バスの営業区域制度の緩和
- 旅客不定期航路事業における二点間運航の許可【総合特区のメニューの取り入れ】
- 地方公共団体や商工会議所等が主催する観光・地域振興を目的とした非営利視察会の旅行業法適用除外
- 3歳未満児に対する給食の外部搬入方式の導入
- 工場立地法の緑地規制の特例による工場等の新增設の促進【総合特区のメニューの取り入れ】

(3) 東商が従来から提案している規制・制度改革

① 都市防災力の向上

- 「発災時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」の創設
- 木造住宅密集地域の解消に向けた容積率、斜線規制等の緩和
- 民間が行う迅速かつ円滑な復旧活動のための規制緩和

② 陸・海・空の交通ネットワーク強化と機能の向上

- 外環道の早期整備に向けた諸手続き等の迅速化
- 首都圏空港の機能強化と容量拡大、更なる国際化(都心上空飛行の解禁、管制方式の見直し、利用者向け施設の機能強化等)
- 京浜港の競争力強化に資する規制・制度改革の実施

③ 少子化社会への対応

- 保育サービスへの参入に係る経営主体間のイコールフットイングの確立

④ 高齢化社会への対応

- 看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上対策の実施
- 特別養護老人ホームへの多様な事業主体の参入促進